

## ICT機器を活用した学習について

### 「学校の一人1台PC(Chromebook)の持ち帰りに関するQ & A」

令和3年9月  
福津市教育委員会

**Q1** : 学校の一人1台PC(Chromebook)は個人への支給ですか？

A1 : いいえ。Chromebook は、学校備品であり、学習活動のために児童生徒へ貸与しているものです。卒業まで、その学校の Chromebook を使用し、転出時、卒業時に学校へ返却します。

※この Q&A 中の「Chromebook」には、付属品(充電用 AC アダプター等)を含みます。

**Q2** : 学校の Chromebook や学校で配布されたアカウントは何にでも使っていますか？

A2 : いいえ。Chromebook や学校で配布されたアカウントは「学習用」として貸与・付与され、学習を深めるために「公的な使い方」を意識して使い、私的な利用は禁止しています。使用時間や閲覧内容は記録が残り、随時チェックしたり、必要に応じて管理できるようになっています。

**Q3** : Chromebook は、必ず全ての家庭で持ち帰って使わなければいけませんか？

A3 : いいえ。ご家庭に学校で付与されたアカウントを利用できる PC、タブレット等の端末（インターネットに繋がっている）がある場合には、必ずしも学校の Chromebook を持ち帰る必要はありません。

なお、ご家庭の PC 等端末を利用する場合には、セキュリティ、OS 及びアプリケーションを含めすべてのソフトウェアを最新に更新にして、子供が安全に利用できる状態にしてご活用ください。

**Q4** : 学習端末はインターネット環境が無い家庭でも使用できますか？また、新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A4 : いいえ。福津市が導入している Chromebook は、Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットに接続して使う端末です。すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。

インターネット環境がある家庭については、持ち帰った Chromebook が接続できるよう Wi-Fi 設定方法について別途お知らせしていきます。

インターネット環境の無い家庭や環境の整備が難しい家庭については、福津市教育委員会よりモバイル Wi-Fi ルーター機器を貸与できるよう、現在準備を進めています。準備が整いましたら改めてお知らせします。なお、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与にあたって、通信費は家庭の負担となります。

**Q5** : Chromebook の充電は家庭でするのでしょうか？

A5 : いいえ。基本的には学校の充電保管庫（電源キャビネット）で充電します。ただし、臨時休業等の際には、充電器を持ち帰って、バッテリー残量によって随時家庭で充電してください。なお、その際の電気料金についてはご家庭で負担していただきます。

Q6 : 子供がインターネット上の不適切なサイトにアクセスしたり、SNS を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、対策はどうなっていますか？

A6 : 学校の Chromebook には、児童生徒が安心して使えるように不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限するフィルタリングソフト（デジタルアーツ社 i-FILTER）を導入しています。また、学習に不要な機能については使用制限をかけています。

同時に、情報機器を安全に利用しながら生活を便利にしていく力を子供に身に付けさせるための情報モラル・セキュリティ教育を行うことも大切です。「責任を持って使うこと」「自分のこと、周りのことを考え使うこと」を学校でも指導しています。ご家庭でも自分の安全や健康を守り、他者の人権を大切に活用していくお声掛けをお願いします。

なお、違法・不適切な使用をしていないか、児童生徒の ICT 機器を確認したり、インターネット上で児童生徒アカウントの使用履歴や閲覧履歴をチェックしたりすることもあります。あくまでも学習のための Chromebook ですのでご理解ください。

Q7 : Chromebook は旅行に持って行ったり、友達の家に行って行ったりしてもよいですか？

A7 : いいえ。学校の Chromebook は、学習を目的としての使用のみとし、学校と自宅で使うこととします。Chromebook だけでなく、学校で配布されたアカウントに関しても、市街の無料 Wi-Fi サービスにつないで利用すること、インターネットカフェやホテル等の外部施設の端末で利用することは、セキュリティ上、控えてください。

Q8 : Chromebook が破損・汚損した場合はどのように対応すればよいですか？

A8 : 破損・汚損した際には、速やかに学校にお知らせください。いつ、どこで、どのようにして起こったのか、詳細を報告してください。学校と市教育委員会で対応を決めて、修理が必要な場合は、メーカーに修理に出し、交換機の貸与を行います。

Q9 : Chromebook を壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？

A9 : 通常使用の範囲であれば、修理費用は市教育委員会が負担します。ただし、故意や過失による破損等の場合(学校があらかじめ児童生徒に指導する使い方のルールに違反したことによって起こった事故の場合)は、児童生徒(保護者)の負担になります。

Q10 : Chromebook を紛失した場合、盗難に遭った場合にはどうすればいいですか？

A10 : 紛失・盗難にあった場合は、速やかに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書を取るなどの手続きが必要です。いつ、どこで、どのようにして起こったのか、詳細を報告してください。

なお、紛失・盗難が起こった事由によっては、児童生徒（保護者）負担により原状復旧をしていただくこととなります。

Q11 : Chromebook は家族が使用してもよいですか？

A11 : いいえ。Chromebook は、児童生徒が学習のために使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外は使用できません。

Q12 : Chromebook を家庭でどのように使用するのですか？

A12 : 例えば次のような使い方を想定しています。

- ①Chromebook オンライン会議システム（Google meet）を使い、先生と子供がオンライン上でコミュニケーションをとることです。双方向のやりとりが可能です。
- ②先生が、オンラインで学習課題（宿題を含む）を配付し、子供がオンラインで回答し、提出するなどです。家庭での予習や復習が、次の日の学習に生かされます。
- ③家庭でデジタルドリル（AI ドリル）に取り組むことです。自分に合った内容やペースで学習を進めることができます。

※臨時休業等の緊急時においても、子供の学びを継続させるためのツールとして活用できます。

Q13 : Chromebook には、どのようなアプリケーションが入っていますか？

A13 : 令和 3 年度は、Google work space for Education というアプリを導入しています。

これらのアプリは児童生徒一人一人に応じた学習や、他者と協働して課題を解決するための学習を支えるアプリケーションです。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用できます。

Q14 : Chromebook で YouTube の視聴はできるのでしょうか？

A14 : はい。時間による使用制限はできません。なお、学習用として学校から各児童生徒へ配布しているアカウントでは、g メール、チャット機能は使用できないよう制限しています。

長時間連続した使用や学習に関係の無いサイトの閲覧については、使用上の決まりやルールとして禁止することを学校では指導しています。家庭内においても、決まりやルールの徹底について指導、管理していただくようご協力をお願いします。

※この Q&A は、令和 3 年 8 月 26 日時点のものであり、今後も内容を更新していくことがあります。